

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月31日から同年6月1日まで

私は、正社員になった平成20年4月から同年5月までの2か月間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、雇用保険の記録では、私が申立事業所で申立期間中も途切れることなく働いていたことが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立事業所に係る被保険者資格の喪失日は、平成20年5月31日となっていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人が、平成20年4月1日から同年5月31日までの間、A社B事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所が業務委託している会計事務所が保管している、申立人に係る「社員別給与・賞与支給実績一覧表（平成20年分所得税の源泉徴収簿）」では、申立人が、申立期間を含むこととなる平成20年4月及び同年5月の各月の給与（給与支給日は、それぞれ平成20年5月13日、同年6月11日）から、厚生年金保険料を2回控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても、厚生年金保

険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の「社員別給与・賞与支給実績一覧表」に記載されている平成 20 年 6 月分の保険料控除額から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、管轄年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（届出日は平成 20 年 6 月 30 日）、及び申立事業所が保管している健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書（通知日は平成 20 年 7 月 3 日）では共に、申立事業所が申立人の資格喪失日をオンライン記録のとおり、平成 20 年 5 月 31 日付けとして届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和56年2月から同年9月までの期間は14万2,000円、59年7月から同年12月までの期間は17万円、60年2月から61年3月までの期間は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から61年4月25日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

私は、申立期間のうち、一部の給料明細書を持っているので、申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和56年2月から同年9月までの期間は14万2,000円、59年7月から同年12月までの期間は17万円、60年8月から同年10月までの期間、並びに60年12月から61年3月までの期間は16万

円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月から同年 7 月までの期間、及び同年 11 月分について、厚生年金保険料の控除額を確認できる給料明細書等関連資料を保管していないものの、前述の給料明細書から、その前後となる各月の保険料控除額、及び保険料率の変更状況から、標準報酬月額 16 万円に基づく保険料控除額が推認されることから、いずれも 16 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和 62 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、元事業主も当時の関係資料を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月及び 56 年 1 月、同年 10 月及び同年 11 月、58 年 6 月から 59 年 6 月までの期間、並びに 60 年 1 月の計 18 か月間については、前述の給料明細書から各月の保険料控除額が直接確認できるか、又は前後の各月の金額が推認できるものの、これらに見合う標準報酬月額は、オンライン記録上のものに比べて、いずれも同額又は低額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 55 年 11 月までの期間、56 年 12 月から 58 年 5 月までの期間(計 96 か月間)について、申立人は、当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料等を保管していないとともに、申立事業所は、前述のとおり、適用事業所ではなくなっており、元事業主等も当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、記録の訂正を行うまでには至らない。

さらに、オンライン記録及び申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年9月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた保険料額に比べ低くなっている。

しかし、私は、申立期間に係る役員報酬明細書を持っているので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が平成21年12月18日に、事務処理の誤りを理由として改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間に係る役員報酬明細書では、申立人はA社から82万5,000円の役員報酬（給与）の支払いを受け、その主張する標準報酬月額（当時の最高等級の62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が誤った届出を行っていた旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準報酬

月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月21日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から51年12月1日まで

私は、昭和41年4月から56年5月までの間、B社、同社名称変更後のA社のC営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、この途中の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の事務員として、その業務内容も変わりなく、また、申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者原票等では、申立人の被保険者資格記録が昭和45年5月21日から47年12月1日までの期間及び51年12月1日から56年6月1日までの期間に確認できるのみである。

しかしながら、雇用保険の記録では、上述した二つ目の厚生年金保険の資格取得日と異なり、かつ、申立期間の途中に当たる昭和51年10月21日から56年6月4日までの間に途切れることなく、申立人が申立事業所に雇用されていたことが確認できる。

また、申立事業所に厚生年金保険の適用について照会したところ、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は同一日としていた旨の回答がある。

さらに、前述の被保険者原票に記載されている申立期間当時の元同僚 10 人のうち、申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できる 9 人について、その記録と厚生年金保険の加入記録とを突き合わせた結果、当該事業所に係る雇用保険の加入記録がありながら、当該期間に厚生年金保険の加入記録の無い者は皆無である上、これら 9 人のうちの 8 人は、いずれも両保険における資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和 51 年 12 月の記録から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書では、当該事業所が申立人の申立期間直後の資格取得日をオンライン記録のとおり、昭和 51 年 12 月 1 日付けとして届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分及び同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月 1 日から 51 年 10 月 21 日までの期間については、雇用保険の記録では、この前後となる 41 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 1 日までの期間が確認できるのみであり、これは厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、申立事業所では、前述した通知書以外には、当時の関係書類を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、一方で、当時のことを知る従業員などに問い合わせた結果により、申立ての C 営業所という事業場は当時、業務委託先の一つであった旨回答している。

さらに、申立人が姓のみを挙げた申立事業所における元同僚 4 人のうちの 3 人に加え、別の元同僚 1 人からも同様に、いずれもが時期は明確でないが、申立ての C 営業所という事業場は、A 社の直営ではなく、委託先の一つであったとするのみであり、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月 1 日から 51 年 10 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和43年8月2日、資格喪失日を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月2日から同年12月1日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立事業所から入手し保管している履歴書から、私が当該事業所において、申立期間には臨時雇用員として、引き続き昭和43年12月1日以降には準職員として途切れることなく勤務していたことが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立人自身に関する「履歴書」及び「臨時雇用員就労カード」では、申立人が申立期間の始期と一致する昭和43年8月2日から同年12月1日までの間、申立事業所管内における事業所の臨時雇用員として在籍していることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた、申立期間当時に申立事業所管内の事業所で一緒に勤務していたとする元同僚、及び勤務場所は異なっていたが同じ従業員寮に住んでいたとする元同僚の二人から聴取した結果、いずれも申立てどおりの供述を行っており、申立人と同様の臨時雇用員であったとする時期についても、オンライン記録により、申立事業所等に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立事業所を引き継いでいるB社では、申立人の申立事業所に係る履歴書等の記載内容や、当時の社会保険事務に関する規程を踏まえると、申立人は申立期間中、申立事業所における厚生年金保険に加入していたものと推認される旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人と同一の職種及び勤務場所であったとする元同僚の標準報酬月額から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成17年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述のB社でも、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間、37 年 7 月及び 40 年 2 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 37 年 7 月
③ 昭和 40 年 2 月から同年 7 月まで

私は、当時同居していた私の父親が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたことを覚えている。当時のものと思われる領収書や集金袋が出てきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する集金袋のうち、年度及び用途が不明で領収印が押されている 2 枚の集金袋が申立期間の国民年金保険料の集金袋ではないかと申し立てしているところ、市において国民年金の納付組織が設立されたのは、昭和 37 年 4 月であることから、当該集金袋が申立期間①の集金袋であったとは考え難い上、市の国民年金被保険者名簿にも納付をうかがわせる記載は見られない。

また、申立期間②及び③について、当時は、国民年金の未加入期間であったことが市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、当該期間は、平成 5 年 3 月 4 日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に合わせて記録を追加・訂正したことにより生じた未納期間であることから、当時は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から50年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた私の父親が、私の妻の分と一緒に、3か月ごとに金融機関で納付していたことを覚えており、私の分だけ納付記録が無いのはおかしいので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月28日以降に払い出されている上、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄の処理年月日及び住所欄に「53.4.17」の記載が確認できることから、申立人は、53年4月17日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、当該加入手続を行った時点では、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻は、申立人との婚姻前の昭和48年2月14日に国民年金の加入手続を行っていることが市の被保険者名簿により確認でき、上述したとおり申立人の加入手続日と異なっているほか、申立人は、申立期間②の直前の期間の国民年金保険料を時効消滅前の53年4月28日に過年度納付していることが領収済通知書で確認できるものの、申立期間②のものは見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から13年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から13年7月まで

私は、申立期間の数年前から無職であり、当時、町役場の担当者から、収入が無いなら免除申請をした方がよいと教えてもらい、妻と二人で国民年金保険料の免除申請をした。その後も無職であったため、毎年免除申請をしたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前年度について、その妻と一緒に免除申請（全額免除）していたことがオンライン記録で確認できるところ、申立期間については、免除申請した記録は確認できない上、当時、同居していた妻は、申立期間の前年の平成6年9月には、その長男が経営する事業所で厚生年金保険に加入し、その標準報酬月額からみて一定の収入があったものと推認できることから、申立期間の初年度（平成7年度）については、申立人が仮に免除申請したとしても承認されなかったものと考えられるほか、申立人が当該期間の国民年金保険料の免除申請したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の免除期間が6年4か月と長期間にわたっていることから、事務処理上の誤りがあったものとは考え難い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請に関する記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年10月まで

私は、昭和47年7月に他県の子会社を退職して帰郷した際に、両親から大事なことだと言われて国民年金に加入した。私の国民年金保険料は、両親に預けていたので、両親が集落の集金人に家族の分と合わせてきちんと納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月に帰郷した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、両親が家族の分と一緒に集金人に納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月31日に初めて町に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「平成元年12月1日」と記載されており、その時点では、申立期間は未加入期間であるとともに、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金への加入手続についての記憶が明確でなく、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとするその母親からは、申立人の国民年金保険料の納付状況等について聴取することができないため、申立期間当時の状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月までの期間、56 年 7 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、59 年 9 月から 60 年 3 月までの期間、60 年 7 月から 63 年 3 月までの期間、平成 8 年 3 月、11 年 4 月、11 年 10 月及び 12 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで
⑥ 平成 8 年 3 月
⑦ 平成 11 年 4 月
⑧ 平成 11 年 10 月
⑨ 平成 12 年 2 月

私は、現在の住所地の町に帰郷する際に未納保険料があると恥ずかしいと思い、当時の住所地の市の職員に頼んで未納期間を調べてもらい、平成 8 年頃から数年間かけて、未納期間の国民年金保険料を全て分割して納付した。その後は、未納保険料に対する請求や督促が来たことはないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月 30 日に当時の住所地の市に払い出されていることが確認できる上、申立人は、「国民年金の加入手続は、20 歳になってすぐにではなく、義姉に言われて、少し遅れてしたことを覚えている。その当時は、特例納付や過年度納付など遡って国民年金保険料を納付したことは無い。」と述べているほか、申立人

に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立人は、「市役所から督促状が来たので、職員に納付書を作成してもらい、国民年金保険料を分納した。」と述べているところ、申立人の納付記録を確認すると、現年度納付及び過年度納付（過誤納を含む。）が混在し、国民年金保険料の年月の順に納付されていなかったことがうかがわれ、現年度保険料及び過年度保険料を並行して納付する過程において、申立期間⑦及び⑧に見られるように、一旦、納付したものの、結果として、時効により納付できなかった期間が生じ、未納となったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。